（証券取引法等一部改正法整備法の一部改正）

第三十八条　証券取引法等一部改正法整備法の一部を次のように改正する。

第百七十八条及び第百七十九条を次のように改める。

第百七十八条及び第百七十九条　削除

附則第二号及び第三号を次のように改める。

二及び三　削除

（薬事法の一部を改正する法律の一部改正）

第三十九条　薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二条を次のように改める。

第二十二条　削除

（良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四十条　良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条を次のように改める。

第十三条　削除

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第四十一条　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

第二条　削除

附則第三条中「新組織的犯罪処罰法」を「この法律による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」に改める。

（犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律の一部改正）

第四十二条　犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

第二条　削除

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第四十三条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

附則第十条を次のように改める。

第十条　削除

（貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第四十四条　貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第五号及び第六号を削る。

附則第二十九条を次のように改める。

第二十九条　削除

附則第五十五条及び第五十六条を次のように改める。

第五十五条及び第五十六条　削除

（モーターボート競走法の一部を改正する法律の一部改正）

第四十五条　モーターボート競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条を次のように改める。

第十六条　削除

（犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正）

第四十六条　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号。次条第二項において「犯罪収益移転防止法」という。）の一部を次のように改正する。

附則第一条第五号を削る。

附則第二十一条を次のように改める。

第二十一条　削除

（調整規定）

第四十七条　犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十一号）の公布の日が施行日後となる場合には、前条中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第一条第五号を削る。	第十一条第一項中「収税官吏、税関職員、徴税吏員」を「税関職員」に、「第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪、組織的犯罪処罰法第十条第三項」を「別表若しくは第二条第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号若しくは第四号に規定する罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条」に改める。 附則第一条第五号を削る。 附則第三条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。 **第三条**　削除 附則第四条の前に見出しとして「（経過措置）」を付する。

2　前項の場合において、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律のうち次の表の上欄に掲げる犯罪収益移転防止法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一条第一項の改正規定	改め、「収税官吏、税関職員、徴税吏員」を「税関職員」に、「第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪、組織的犯罪処罰法第十条第三項」を「別表若しくは第二条第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号若しくは第四号に規定する罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条」に改め